

## 第 19 回琵琶湖部会（2002.11.9 開催）結果概要

02.12.02 庶務作成

開催日時：2002 年 11 月 9 日（木） 13：30～16：50  
場 所：彦根プリンスホテル 2F プリンスホール  
参加者数：委員 15 名、河川管理者 15 名、一般傍聴者 84 名

### 1 決定事項

第 20 回琵琶湖部会(12/14 予定)について、開催の有無、開催する場合の議論内容は、部会長と部会長代理に一任する。委員は、今のところ部会が開催されるつもりで予定に入れておく。

### 2 審議の概要

他部会、委員会 WG の状況報告および情報共有  
資料 1-1「委員会および各部会、WG の状況(中間とりまとめ以降)」、資料 1-2「委員会 WG 結果概要」をもとに、他部会および各委員会 WG の活動状況等について報告が行われた。

#### 最終提言に関する意見交換

・今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料 2-1-2「淀川水系流域委員会 提言(素案 021028 版)」をもとに、説明が行われた後、意見交換が行われた。

#### < 主な意見 >

・新たな河川整備の理念について、“2000 余年におよぶ川づくりの大転換”との記述があるが、せいぜい明治以来の川づくりを変えるとの理解であり、言い過ぎではないか。

環境への配慮から、従来の治水・利水の在り方を変えるべき、との理解ではだめか。

もっと基本的・根本的な考え方から変えていく必要がある。(リーダー)

・提言の内容と、現在の住民の意識や社会の仕組み、法制度との間に、齟齬や葛藤があっても、それを克服しようとする動きが新しい仕組みづくりへつながる。

・水質に関する記述は、別項目を立てて内容を充実させるほうがよい。

地域特性など具体的な議論がそれほど深まっていないので項目を立てるのは難しい。

・三田村委員(一般意見聴取・反映検討班リーダー)より、資料 2-3「住民意見聴取・反映に関する提言(一般意見聴取 WG 素案 021101 号)」について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

#### < 主な意見 >

・提言の中で、意見聴取等の対象としている「関係住民」や「住民」について、定義する必要があるのではないか。

河川法上でいう「関係住民」よりも解釈を広げ、全国どこからでも意見を受

け付ける意思はある。(河川管理者)

- ・流域センター設置や川の守り人の創設などは、アイデアは面白いが、行政と流域委員会はもう少し独立・対峙すべきものであるため、河川管理者への提言に入れるべきではない。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「河川環境の現状と課題について、以前の琵琶湖部会で議論されたように、浅い水域の喪失は“外来魚を増加させる”のではなく、“在来魚を減少させる”との旨の記述に改める方がよい」との発言があった。

### 3 主な意見

最終提言に関する意見交換

<河川整備の理念(川づくりの大転換)>

- ・3章「新たな河川整備の理念」の最初に、“2000余年におよぶ川づくりの大転換”との表現がある(3-1ページ 2行目)が、明治以降の治水や利水のあり方を変えるという趣旨ではないか。項目4-6ではダムのあり方についてこれまでの延長でいく案とそうでない案の2案が出されており、考え方に一貫性がない。なぜ“大転換”という表現をしたのか。

500年ほど前から、日本国民は常に水と闘ってきた。最近では近代的な工法で水害をなくす工夫がされてきたが、結果的にはなくならなかった。治水面と利水面の開発を続けていけば、環境もだめになるし、また現在の行き詰った状況を打開していきたいという気持ちからこの表現とした。(リーダー)

ダムのA案、B案の話のつながりや、論理的一貫性についてはどう思うか。

提言素案は各執筆者で独立に書かれているため、2つの案の調整が取れていない。また、提言は一貫性を重視するよりも、できるだけ「願望」を述べる部分であってもいいと思う。(リーダー)

- ・“大転換”という言葉は、環境への配慮から従来の治水・利水の在り方を変えるべき、との理解ではだめか。(部会長代理)

「今までの方法のこの部分だけ変える」というのではなく、もっと基本的な考え方から変えていく必要がある。(リーダー)

“2000余年におよぶ～”の記述は少し大げさで、個別の論理的なところで矛盾があるかもしれないが、自然を管理できると過信したことが問題であるといった自然観の転換を図るという点は賛成。

- ・たとえ提言の内容と、現在の住民の意識や社会の仕組み、法制度との間に、齟齬や葛藤があっても、それを克服しようとする動きが新しい仕組みづくりへつながることもある。これまでの延長上で若干変化させていくより、齟齬や葛藤があることを前提に提言づくりをしていけばいいのでは。

<利用について>

- ・一般の人々にとって高水敷の利用、河川の利用というのは生活の中で大きなウエートを占めている。素案で「認めない」など断定的に書いているのは修正すべき。

川でなければできない利用は認めており、全面的に川を遊びに使ってはダメと言っているのではない。

< 河川環境について >

- ・河川環境の理念としては多様性を高めていくと理解しているが、どの辺が目標とすべきレベルなのかや、実際の具体的な姿が見えてこない。理念としてはわかるのだが。

実際は良くわからないということであるが、長い歴史の中でその場所に創られた自然の持つ多様性と機能にできるだけ近づけていくということである。

- ・水質問題は、今後の整備計画において非常に重要だと思う。水質については項目 4-6「水質管理のあり方」という新しい項目を立てて内容を充実させたほうがよい。

水質 WG は設立が他の WG より設立が遅く、地域特性などについての具体的な議論はそれほど深まっていないので、項目を立てるのは難しい。

- ・漁業権の行使において資源維持は最低限必要で、稚魚の放流は継続的に実施していく必要がある。したがって、項目 4-4「河川利用計画のあり方」(7) 産業的な利用の中の漁業部分について、「稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考えかたを改め」(4-10 ページ 12 行目) という表現を何らかの文章に変えてほしい。

魚の増殖は大事だと思うが、それが放流と同じであるかはわからない。漁業組合の方など水産関係の人に議論を深めてもらう必要がある。(部会長)

< ダム案 2 案 (A 案・B 案) に関する主な意見 >

- ・今日の琵琶湖部会では、委員全員に A・B 案どちらを支持するかを確認しなくていいのか。今日を逃せば、部会委員全員の意思を確認する場がない。先日の猪名川部会では委員全員の意見を確認された。部会としてどういう方向であったかを確認する必要はないのか。

A 案も B 案も結論的には大きな違いはないし、どちらかに態度を決めるのは酷なような気がする。13 日までに一本化する素案は、限りなく B 案に近い内容となると思ってもらっていいので、その素案に異論のある人は意見を聞かせてほしい。(リーダー)

B 案の中の「計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いを」(4-17 ページ 25 行目) という表現は、「準じる」の基準が見えにくく、もう少し総合的な判断が必要といった旨を書くのがいいの迷うところ。書ききれないなら A 案を支持する。

全く個人の意見だが、提言というものは筋が通っていて分かりやすいということが必要と感じる。皆さんが、A 案と B 案の内容が大変似ていると考えるなら、B 案の方が分かりやすい。B 案のとおりでと言っているのではない。(部会長)

B 案を支持するが、ダムには非常に膨大な予算がつき込まれるので、B 案にコストの問題も記述してほしい。

A 案にはコストの問題が入っている。個人的な意見を言うと、A 案はいろいろな案を総合的に考えている点で、研究者・技術者の立場から賛成。ただし内容が非常にわかりにくい。はじめから絞り込んでいる B 案には抵抗がある。(部会長代理)

B 案ぐらいにはっきり記述したほうがいい。ただし、(2)の「計画・工事中のダム」については、そもそも建設を国が地域にお願いしたといった経緯があり、もう少し配慮が必要なのでそのような点を数行追加する提案をしたい。

## 住民意見聴取・反映に関する提言に関する意見交換

### <住民の定義に関する主な意見>

- ・河川管理者が作成する原案に対して、住民から意見を言う機会を十分に提供してほしい。それであればこそ、この委員会が個別の地域の状況が十分把握できていない状況のもとで理念の転換など思い切った提案ができるのだから。
- ・提言の中に「流域住民」と「住民」という言葉が使われているが、この2つの意味に違いはあるのか。また「住民」の定義を教えてください。

住民の前に「流域」をつけるかどうかはあまり議論しておらず、「流域住民」という言葉は多分不用意に使われている。「住民」の定義は特にない。(WG リーダー)

「住民意見の聴取」としての提言であれば、当然対象として何らかの住民の集合体を考慮しているはずだ。「住民」の定義をあいまいにして「住民意見の聴取・反映」と表記した提言を出すことに疑問を感じる。

その件についてはWGでも議論があった。例えばダム建設が森林の減少などにより地球温暖化に関わるとなると、影響を受ける住民の範囲は非常に広い。そのため、極めてほかした表現を採用した。(WG リーダー)

「市民」というのは価値観がはっきり入っている概念。これに比べると「住民」というのは「そこに住まいする人」という意味しか持っていない。議論の幅を残す意味であえて価値観がはっきり出ない「住民」という表現がいいと思う。

- ・河川法ではどのように住民を定義しているのか。

河川法条文では、「関係住民」という書き方をしている。「改定河川法の解釈とこれからの河川行政」(建設省河川法研究会編著 ぎょうせい)という本では、「『関係住民』とは、河川整備計画が対象とする河川と関係のある地域の住民であり、計画の内容によって様々であるが、基本的には、洪水の氾濫想定地域や流域の住民を想定している。本川に関係のない支流の整備計画については、当該支流に関係する住民である」と書いてある。国としてはどこどここの住民といった関係住民を限定するという意識はなく、全国どこからでも意見を受け付ける意思はある。(河川管理者)

### <流域センター・川の守り人(もりびと)の定義、位置づけに関する主な意見>

- ・中間とりまとめで使われていた「河川レンジャー」という言葉を「川の守り人」という言葉に変えた理由は2つある。1つは人と自然を分離して管理する自然保護概念が存在するアメリカでは「レンジャー」という言葉が森林保護官や森林管理官という意味で使われており、自然を守りながら利用するという日本の自然観と違うと考えられたから。もう1つは、既に制度的に「レンジャー」という言葉が使用されているので、あえて和語を使う方がいいとの見解からである。
- ・流域センター設置や川の守り人の創設などは、アイデアは面白いが、行政につくらせてそこに入るというのは甘えが感じられ、行政と流域委員会はもう少し独立・対峙すべきものであるため、河川管理者への提言に入れるべきではない。また計画の継承・推進のための機関というのも本来はオンブズマンで行うべきもの。再度整理していただきたい。

## 一般傍聴者の発言

最終提言の「2-4 河川環境の現状と課題」の記述(2-4 ページ 28 行目)について、「浅

い水域の喪失はオオクチバス（俗称ブラックバス）、ブルーギルなどの外来魚の繁殖適水域を格段に増大させる要因にもなっている」とあるが、以前琵琶湖部会でも発言したが、外来魚の繁殖域が増えたことよりも、在来魚の繁殖適水域が減ったことを強調すべきだ。（一般傍聴者）

個人的意見だが、変更したほうが良さそうだ。（部会長）

#### 4 その他

河川管理者（河川調査官 村井氏）からの報告

琵琶湖部会とも関係があると思うので事前に報告したい。

流域委員会では、淀川水系の国の直轄区間の整備計画について議論していただいていたが、計画を策定するにあたっては指定区間と呼ばれる府県の管理区間との関係についても考える必要がある。これまで、府県に意見を言ってもらう機会はなかったため、一度、指定区間の河川管理者として府県が流域委員会の議論に対して意見や質問を行う機会を設けていただけのように、11月13日の拡大委員会で要請するつもりである。（河川管理者）

河川管理者としての府県の質問を受けるかについては、委員会できちんと扱わなければいけない問題だろう。私個人としては、国土交通省を経由しての申し入れはお受けすべきではと思う。（部会長）

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。